喜多方市で食品の製造販売業を営む申立会社の風評被害による逸失利益につ いて、平成27年8月分から平成28年2月分までは原発事故の影響割合を 5割、同年3月分から平成29年2月分までは同割合を3割、同年3月分は 同割合を2割として賠償された事例。

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」 という。)につき、申立人有限会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京 電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和 解する。

## 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記所定の期間に限 る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

ア 営業損害(逸失利益)

自 平成27年8月1日 至 平成29年3月末日

イ 検査費用

自 平成27年8月1日 至 平成29年1月末日

ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限 る。) に対する和解金として、合計金1964万2508円(内訳は次のとお り)の支払義務があることを認める。

(内訳)

ア 営業損害(逸失利益)

金1863万620円

イ 検査費用

金43万9776円

ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用 金57万2112円

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申 立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただ し、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもの のほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対 して別途請求しない。

## 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、 被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに 交付する。

平成30年4月2日